

2026年度 新入生特待制度

「新入生特待制度」を利用できる試験区分

- ・一般選抜入学試験 1 期
- ・大学入学共通テスト利用入学試験 1 期
- ・総合型選抜入学試験 1 期・2 期
- ・学校推薦型選抜入学試験

新入生特待制度〔一般選抜入学試験 1 期方式〕

1. 新入生特待制度とは、成績優秀な学生を経済的に支援することを目的に、入学金および 1 年次前期授業料を免除する制度です。
 2. 一般選抜入学試験 1 期の全受験者のうち、学環・各学科の成績上位者若干名を特待候補者として選考します。特待候補者になった受験者には、一般選抜入学試験 1 期合格通知書とともに、特待候補者認定通知書を送付します。
 3. 特待候補者は、一般選抜入学試験 1 期受験者の中から、学環・学科ごとに総合得点順に決定します。
 4. 特待候補者が、入学手続きをする場合は、1 年次前期授業料を除く「納入金」の延納を認めません。入学金は、入学後に返還します。入学手続き後に、特待候補者が入学を辞退する場合には、いかなる理由があっても、入学金は返還いたしません。
 5. 特待候補者は、本人の希望により、特待者になることを辞退することができます。
 6. 総合型選抜入学試験、学校推薦型選抜入学試験の正規入学手続き完了者(一度学費延納手続きをされた方は該当しません)が、新入生特待制度の利用を希望する場合は、一般選抜入学試験 1 期の学力検査を入学検定料免除にて受験することにより、特待候補者となる可能性があります。ただし、入学手続きを完了している学環・学科コースの試験科目を受験することになります。
- なお、この一般選抜入学試験 1 期の学力検査を利用する新入生特待候補者の選考結果により、総合型選抜入学試験、学校推薦型選抜入学試験における合格や入学予定学環・学科コースが変わることはありません。一般選抜入学試験 1 期受験者と学力検査の総合得点を比較して、新入生特待候補者認定の可否を判断します。新入生特待制度の利用を希望する場合は、2025年12月11日(木)まで〔総合型選抜入学試験 2 期は、2025年12月25日(木)まで〕に、入試広報部へ所定の様式(入学手続要項綴じ込)にて申し出る必要があります。詳しくは、総合型選抜入学試験・学校推薦型選抜入学試験合格通知書とともに送付する入学手続要項にも別途記載します。

○2 年次以降の経済的支援については、別途制度があります。

新入生特待制度〔大学入学共通テスト利用入学試験 1 期方式〕

1. 新入生特待制度とは、成績優秀な学生を経済的に支援することを目的に、入学金および 1 年次前期授業料を免除する制度です。
2. 大学入学共通テスト利用入学試験 1 期の全受験者のうち、学環・各学科の成績上位者若干名を特待候補者として選考します。特待候補者になった受験者には、大学入学共通テスト利用入学試験 1 期合格通知書とともに、特待候補者認定通知書を送付します。
3. 特待候補者は、大学入学共通テスト利用入学試験 1 期受験者の中から、学環・学科ごとに総合得点順に決定します。
4. 特待候補者が、入学手続きをする場合は、1 年次前期授業料を除く「納入金」の延納を認めません。入学金は、入学後に返還します。入学手続き後に、特待候補者が入学を辞退する場合には、いかなる理由があっても、入学金は返還いたしません。
5. 特待候補者は、本人の希望により、特待者になることを辞退することができます。

○2 年次以降の経済的支援については、別途制度があります。